

長野県内の構造改革特区認定状況

令和2年(2020年)12月11日現在

番号	特区の名称	申請主体	対象範囲	特区計画の概要	規制の特例措置(特定事業番号)	認定日
1	青木村 都市農村交流特区	青木村	小県郡青木村の全域	地方公共団体等以外の者へ市民農園の開設主体を拡大し、形成の推進を図る。農家民宿等において濁酒を提供していくなど、都市住民のふるさと、拠り所として個性ある都市農村交流を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の開設者の範囲の拡大(1002) ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707) 	H15.5.23 第1回 H16.12.8 変更認定
2	南信州グリーン ツーリズム特区	飯田市	飯田市の全域	農家民宿の簡易な消防用設備の容認、農業の多様な担い手の確保の株式会社等の参入、市民農園の開設により農業振興を目指し、地域の経済活性化を図る。どぶろくの製造ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・農家民宿における簡易な消防設備等の容認(407) ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認(1001) ・市民農園の開設者の範囲の拡大(1002) ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707) 	H15.5.23 第1回 H16.11.28 変更認定
3	湯の郷・野沢温泉 どぶろく特区	野沢温泉村	下高井郡野沢温泉村の全域	観光産業を支える農家民宿において、どぶろくを製造し都市住民との交流を行う。更に、村による農地等の特定法人への貸付事業を導入することにより、農地の流動化を促すと共に有効活用につなげ、農業振興や地域の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(1002) ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707) 	H16.6.21 第5回 H17.3.28 変更認定
4	秘境の里・秋山郷 どぶろく特区	栄村	下水内郡栄村の全域	観光産業を支える民宿・旅館で濁り酒の製造をし、都市住民との交流を図り、また、農家民宿における簡易な消防設備等により新規農家民宿開設者の負担軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・農家民宿における簡易な消防用設備等容認事業(407) ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707) 	H16.12.8 第6回
5	大町市 どぶろく特区	大町市	大町市の全域	農家民宿での体験農業やどぶろくの製造・提供により、観光関連産業と農業の連携した産業を振興し近年減少傾向の続いている交流人口の増加を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707) 	H17.3.28 第7回
6	白馬村 どぶろく特区	白馬村	北安曇郡白馬村の全域	濁酒の製造と提供という観光地としての付加価値を高めることにより、これまで取り込めなかった観光客を誘致し、観光関連産業の活性化の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707) 	H17.11.22 第9回
7	緑と清流の郷 豊丘村どぶろくの 里特区	豊丘村	下伊那郡豊丘村の全域	農家民泊への取り組みにあわせて、地元で収穫した米による濁酒の提供に取り組むことにより、更なる交流人口の増加と産業振興を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707) 	H18.11.16 第12回
8	小谷杜氏の郷特区	小谷村	北安曇郡小谷村の全域	古くから続く杜氏の文化、酒造りの技術を活かし、グリーンシーズンも誘客できる農家民宿を育成するとともに、小谷杜氏の担い手となる人材を育成し、酒造り技術を伝承する。	<ul style="list-style-type: none"> ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707) 	H18.11.16 第12回
9	木曽地域 どぶろく特区	木曽広域連合	木曽郡木曽町、上松町、木祖村及び王滝村の全域	農家を営む宿泊施設経営者等を中心とした質の高いサービスを提供することにより、特にリピーターの観光客確保を図り、地域全体の活性化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707) 	H18.11.16 第12回 H19.7.4 変更認定

長野県内の構造改革特区認定状況

令和2年(2020年)12月11日現在

番号	特区の名称	申請主体	対象範囲	特区計画の概要	規制の特例措置(特定事業番号)	認定日
10	松文学の里たかきどぶろく特区	喬木村	下伊那郡喬木村の全域	新しい観光産業のメニューとして濁酒を提供し、他地区との差別化を図ることにより、懐かしい田舎のイメージを与える効果高め、都市と農村の交流を促進し、地域活性化を推進する。	農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和(707)	H19.11.16 第15回
11	元気な生坂村どぶろく特区	生坂村	長野県東筑摩郡生坂村の全域	村で採れた良質な米を原料とした「どぶろく」を造り、村内外からの集客を増やすとともに、村民一人ひとりがこの取組に関わってもらうことで村の活性化につなげる。農家民宿を増やすとともにリニューアルした村営宿泊施設を活用することで交流人口を増やし、元気な生坂村を目指す。	特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708))	H22.3.23 第22回
12	信州・高山ワイン特区	高山村	長野県上高井郡高山村の全域	農業者のワイン等の製造への参入促進を支援することにより、高齢者でも栽培が可能で、土地利用型作物である「ワインぶどう」の導入を進めて耕作放棄地の解消を図る一方、加工までを村内で行うことにより、「ワインを核とした地域振興」を進めていく。	特産酒類の製造事業(709)	H23.6.29 第26回
13	信州松本平ワイン・シードル特区	松本市山形村朝日村	松本市並びに長野県東筑摩郡山形村及び朝日村の全域	原料となる果実の生産拡大や高付加価値化が農家所得の向上をもたらす、農業に新たな魅力が加わることによる新規就農者の増加を図る。特色ある小規模ワイナリーが点在することで、観光業だけでなく、商工業を含めた多様な交流、連携を呼び起こし、交流人口・定住人口の増加や地域活性化につなげることを目指す。	特産酒類の製造事業(709(710,711))	H26.3.28 第33回
						R1.12.20 変更認定
14	桔梗ヶ原ワインバレー特区	塩尻市	塩尻市の全域	塩尻ワイン大学を開講し、ワイン産業に関わる人材の育成確保を図るとともに、ワイン特区を取得し、ぶどう生産振興を含めたワイン産業全体の振興を図り、地域農業の再生と地域活性化を図る。	特産酒類の製造事業(709(710))	H26.6.27 第34回
15	千曲川ワインバレー(東地区)特区	上田市小諸市千曲市東御市立科町青木村長和町坂城町	上田市、小諸市、千曲市及び東御市並びに立科町、青木村及び長和町並びに坂城町の全域	既に特例措置を受けている市町をはじめ、果樹栽培が盛んな当該地域が広域的に特例制度を活用することにより、特産果実酒・リキュールの製造事業への参入をさらに支援し、産業として裾野の広いワイン産業の特性を活かした地域振興と、広域的ワインツーリズムによる交流人口の増加を図る。	特産酒類の製造事業(709(710))	H27.6.30 第37回
16	信州山岳高原観光特例通訳案内士特区	長野県	長野県の全域	地域限定特例通訳案内士育成等事業を活用した県内全域で活動する「信州山岳高原観光特例通訳案内士」を育成することにより、訪日外国人旅行者の増大を図る。なお、信州山岳高原観光特例通訳案内士の募集要件は、長野県条例で定める信州登山案内人登録者及び同等以上と認められる資格を有する者とする。	地域限定特例通訳案内士育成等事業(1229)	H28.3.30 第39回
17	南信州松川町りんごワイン・シードル特区	松川町	下伊那郡松川町の全域	ワイン等の加工・販売という新たな流通を生み出すことで、農業やワイン産業の担い手の育成確保だけでなく、地域特産物の消費、利用拡大、雇用、就農機会の創出、交流人口の増加等、ワイン関係産業のみならず地域全体の活性化を図る。	・特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708)) ・特産酒類の製造事業(709(710))	H28.3.30 第39回
18	下條村果実酒特区	下條村	下伊那郡下條村の全域	果実酒「シードル・ワイン」の製造により、新規及び若者の就農、遊休農地の解消に大いに成果を發揮する。今後、三遠南信、リニア新幹線開通と都市部との交流が活発となる中で、さらに魅力的な観光資源、特産品となりえる果実酒の製造で都市との交流、そして地域の活性化を図る。	特産酒類の製造事業(709(710))	H28.6.17 第40回
19	南信州飯田果実酒特	飯田市	飯田市の全域	小規模なサイダリーやワイナリーを設置し、新たな特産品として当該地域の誇る高品質な果樹を用いた果実酒の製造を行うことにより、農家の所得向上、新規農業者の確保を図るとともに、来たるべきリニア中央新幹線の開業と三遠南信自動車道の開通を見据え、これを新たな特産品として質の高い「おもてなし」のメニューを開発し、観光、とりわけグリーンツーリズムの振興を通じて地域の活性化を図る。	特産酒類の製造事業(709(710))	H29.12.26 第43回

長野県内の構造改革特区認定状況

令和2年(2020年)12月11日現在

番号	特区の名称	申請主体	対象範囲	特区計画の概要	規制の特例措置(特定事業番号)	認定日
20	北信州いいやまどぶろく特区	飯山市	飯山市の全域	本市は良質米産地であることから、基幹産業である農業と観光を一体化し、特区を活用して製造する濁酒を新たな観光資源とする。濁酒を笹ずしやいもなますなどの郷土料理とともに農家民宿等で提供し、宿泊に付加価値を付けて誘客を図ることで地域経済全体の活性化につなげる。	特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708))	H29.12.26 第43回
21	北アルプス・安曇野ワインバレー特区	大町市 安曇野市 池田町	大町市及び安曇野市並びに北安曇郡池田町の全域	果実酒(ワイン・シードル)やリキュールの製造を小規模な施設でも可能とすることで、多様なワイナリーの参入やワインツーリズムによる6次産業化を促進し、区域全体のブランド力を向上させる。	・特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708)) ・特産酒類の製造事業(709(710、711))	H30.3.30 第44回
22	信州伊那ワイン・シードル特区	伊那市	伊那市の全域	ワインやシードルの製造条件を緩和することにより、更なる事業者の参入を促し、伊那市の特産酒類をブランド化する。この取組を通じて、交流人口の拡大、新規就農者確保、6次産業化による農家の所得の拡大など地域の活性化を図る。	特産酒類の製造事業(709(710、711))	H30.8.8 第45回
23	飯綱ワイン・シードル特区	飯綱町	上水内郡飯綱町の全域	農家自身がワインやシードルを製造し、生食以外に活用する幅を広げることで収益を改善し、農業経営の安定化による雇用や就農機会の創出を図る。さらにシードルコレクションなどのイベントを通じて本町のシードルをアピールすることにより、交流人口の増加等地域全体の活性化を図る。	・特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708)) ・特産酒類の製造事業(709(710、711))	H30.8.8 第45回
24	もちづき版「HYGGE」どぶろく特区	佐久市	佐久市の一部(望月地区)	望月地区では、地域性を生かしたHYGGE的志向(豊かな自然に身を置き、地域にあるものや住民同士のつながりを大切にしながら自分らしい暮らしを楽しむ地域文化や地域住民の気質)により、移住者と地域住民が連携し、この暮らしを地域資源とするまちづくりに取り組んでいる。特例措置を活用することで、地域の魅力向上、HYGGE的志向による「暮らすような滞在」の創出を図り、交流・定住・関係人口の増加を図る。	特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708))	R2.8.11 第51回
25	中川村ワイン特区	中川村	上伊那郡中川村の全域	長野県が推進する「信州ワインバレー構想」と連携し、特例措置を活用することで、果実酒(ワイン・シードル)を少量から製造でき、農家の経営の安定や担い手の確保を図り、持続可能な農業を目指して地域の活性化を図る。また、小さな村の小さなワイナリーとして認知度の浸透を図ることで、村のブランドイメージを向上させる。	特産酒類の製造事業(709(710、711))	R2.8.11 第51回
26	八ヶ岳西麓原村ワイン特区	原村	諏訪郡原村の全域	村内でワイン作りを目指し、ワイン用ぶどうを栽培している農家が出始めてきたことから、小規模主体の事業参入が容易になる特例措置を活用し、ペンションなどの観光業との連携による交流人口の増加、商工業と連携した雇用機会の創出、ワインを村の新たな特産品とするなど、農業をはじめとした各産業の活性化を目指す。	特産酒類の製造事業(709(710、711))	R2.12.11 第52回
27	根羽村保育所・義務教育学校の一貫食育給食特区	根羽村	下伊那郡根羽村の全域	現在、保育所、義務教育学校のそれぞれの調理場で給食を調理しているが、特例措置を活用し、公立保育所における給食の外部搬入を行うことで、給食の調理を義務教育学校に一元化する。これにより、調理業務を効率化するとともに、保育所現場と義務教育学校現場との間で一層の連携を図り、幼児期から義務教育修了まで一貫した食育教育を推進する。	公立保育所における給食の外部搬入容認事業(920)	R2.12.11 第52回
28	野沢温泉ハウスワイン特区	野沢温泉村	下高井郡野沢温泉村の全域	村内の観光産業を支える民宿は、その多くが農業も営む農家民宿である。特例措置を活用することで、果実酒の製造提供が可能となり、農業体験、地場産品メニューの開発、交流人口の増加を推進し、農業振興や地域の活性化を図る。	特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708))	R2.12.11 第52回

※「規制の特例措置(特定事業番号)」の見え消しは、全国展開されたもの。